

改正後	改正前
<p>(受講資格)</p> <p>第一条 労働安全衛生規則別表第六木材加工用機械作業主任者技能講習の項受講資格の欄第二号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後二年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有するものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 職業能力開発促進法第二十七条第一項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第八の三(二)の表の訓練科の欄に掲げる建築指導科の訓練若しくは別表第九の二ハの表の専攻科の欄に掲げる建築専攻の訓練、職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第六十一号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第八(三)の表の訓練科の欄に掲げる建築指導科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成二十五年厚生労働省令第六十一号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第八(三)の表の訓練科の欄に掲げる建築システム工学科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成十六年厚生労働省令第四十五号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第八(三)の表の訓練科の欄に掲げる建築工学科若しくは造形工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(昭和六十三年労働省令第十三号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第八(三)の表の訓練科の欄に掲げる建築科若しくは木材加工科の訓練(旧訓練法第八条第一項の指導員訓練として行われたものを含む。)を修了した者</p> <p>六 (略)</p>	<p>(受講資格)</p> <p>第一条 労働安全衛生規則別表第六木材加工用機械作業主任者技能講習の項受講資格の欄第二号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後二年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有するものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 職業能力開発促進法第二十七条第一項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築システム工学科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成十六年厚生労働省令第四十五号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築工学科若しくは造形工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(昭和六十三年労働省令第十三号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築科若しくは木材加工科の訓練(旧訓練法第八条第一項の指導員訓練として行われたものを含む。)を修了した者</p> <p>六 (略)</p>